

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 1月18日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 7件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器内ケーブル健全性確認において、点検中の残留熱除去系(B)停止時冷却用暖機弁位置検出リミットスイッチ用ケーブルに絶縁抵抗値不良が認められたため、当該ケーブルを点検・調査。	G III	
2	2号機	コントロール建屋電気品室冷凍機空冷コンデンサファンC3負荷側軸受外径寸法測定において、はめあい基準値(-0.006~+0.034mm)超え(+0.045~+0.050mm)が認められたため、当該軸受けを修理。	G III	
3	2号機	液体廃棄物処理系排水放射線モニタ現場盤スペースヒータケーブル端子台の確認において、端子部に変色が認められ絶縁不良と判断されたため、対応検討。	G II	
4	2号機	残留熱除去機器冷却系ポンプ(C)電動機負荷側軸受潤滑油注入作業において、注入管接続部に破損が認められたため、当該部位を点検・修理。	対象外	H27.9.3再審議にてグレード変更 G III→対象外
5	3号機	復水器過装置プリコート材調整制御回路において、当該回路のヒューズ切れによる表示灯の消灯が認められたため、当該制御回路を点検・調査。	G III	
6	3号機	燃料プール区域B・原子炉区域Bエリア放射線モニタ(ch. 4. 6)において、下限警報の発生/復帰が頻発する事象が認められたため、当該モニタ及び検出器を点検・校正。	G III	
7	1・2号廃棄物処理設備	廃棄物処理系濃縮洗濯廃液乾燥機本体蒸気連絡配管において、継ぎ手部(2箇所)より洗濯廃液(汚染なし)の漏えいが認められたため、当該継ぎ手部を点検・修理。	G III	